

鳥取県介護人材育成事業者認証評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービスを運営する事業者（以下「介護事業者」という。）が行う介護人材の育成及び職場環境の改善の取組を推進するとともに、その運営及び事業活動が適正であって、一定水準以上の取組を行っている介護事業者を認証することにより、介護人材の参入、育成及び定着の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、申請者及び介護事業所の定義は次のとおりとする。

- (1) 申請者とは、鳥取県介護人材育成事業者として認証を受けようとする者をいう。
- (2) 介護事業者とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき、鳥取県内で指定された事業所又は施設を設置する事業者のうち、別表の介護サービスを運営する事業者とする。

(認証評価の申請)

第3条 申請者は、様式第1号により必要な書類を添付し、別に定める日までに認証の申請を行うものとする。

(認証要件及び基準)

第4条 知事は、次の要件を全て満たし、様式第1号の別紙2に定める評価項目及び認証基準に適合する介護事業者を「鳥取県介護人材育成事業者」（以下「認証事業者」という。）として認証することができる。

- (1) 新規採用職員に対する育成体制が確立されていること。
- (2) キャリアパスと人材育成に係る計画や研修の実施が行われ、職場における能力開発等の仕組みづくりが行われていること。
- (3) 仕事と育児・介護の両立支援のための制度を持ち、実際に利用されていること。
- (4) 地域等との社会貢献活動を行い開かれた事業者であり、関係法令等を遵守し、コンプライアンスの徹底がなされていること。

(認証事業者の決定)

第5条 知事は、前条の基準に適合する事業者について、様式第2号による鳥取県介護人材育成事業者登録簿に登録し、様式第3号による認証書を交付する。

(認証事業者の公表)

第6条 認証事業者については、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課のホームページで公表する。

(認証事業者への検査及び認証の取消し)

第7条 知事は、認証事業者に対して、認証の要件が具備されているか等を確認するため、書類の提出を求め、認証事業者の職員から状況を聴取し、又は必要な検査を行うことができる。

- 2 知事は第1項の業務を指定する者に委託することができる。
- 3 認証事業者は、前項の検査等が実施される場合には、積極的に協力するものとする。
- 4 知事は、認証事業者が第1項に定める検査等に協力しないとき、又は同項の検査等の結果、

認証の要件を欠くことを確認したときは、認証を取り消すことができる。

(推進状況報告)

第8条 認証事業者は、認証日から3年を経過する日の3か月前までに様式第4号により、知事に推進状況報告書を提出するものとし、以後3年ごとに同様とする。

2 知事は前項の報告書を受けて、引き続き認証事業者に該当すると認める場合は、第5条に定める認証書を交付するものとする。

3 知事は、特に必要と認めるときは、推進状況報告書の確認に参考となる資料の提出を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(変更の届出)

第9条 認証事業者は、申請内容に変更が生じた場合で、認証要件に影響を及ぼす可能性がある場合は、様式第5号により知事に変更届を提出するものとする。その際、認証事業者から認証書の再発行の依頼があった場合は、知事は認証書を発行する。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

別表（第2条関係）

介護給付サービス	予防給付サービス
訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 訪問入浴介護 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 福祉用具貸与 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援 介護予防福祉用具貸与
	地域支援事業 第一号訪問事業 第一号通所事業